

**新潟県条例第46号**

新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（新潟県スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正）

- 3 新潟県スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「追加項」という。）を加える。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>委員及び臨時委員は、スポーツに関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p><b>第4条</b> この条例に定めるもののほか、審議会の構成、運営その他必要な事項については、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>（組織）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（規則への委任）</p> <p><b>第4条</b> この条例に定めるもののほか、審議会の構成、運営その他必要な事項については、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

（新潟県スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に新潟県スポーツ推進審議会の委員に任命されている者は、その際前項の規定による改正後の新潟県スポーツ推進審議会に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項の規定により新潟県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における前項の規定による改正前の新潟県スポーツ推進審議会に関する条例第3条第1項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

（新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部改正）

- 5 新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p><b>第3条</b> 屋内総合プールの管理は、法人その他の団体であって<u>知事が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p><b>第4条</b> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p><b>第3条</b> 屋内総合プールの管理は、法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p><b>第4条</b> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(開館時間又は休館日の変更)

**第7条** 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の承認等)

**第8条** 屋内総合プールの施設又は附属設備で別表第1、別表第2又は規則で定めるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

(使用承認の取消し等)

**第9条** 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(3) (略)

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(利用料金)

**第10条** 使用者（第13条第1項の規定により使用料を知事に納めるものを除く。）は、施設等のうち別表第1、別表第2及び規則で定めるものの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 (略)

3 利用料金は、別表第1、別表第2又は規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないとする場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。

5 (略)

(利用料金の免除)

**第11条** 指定管理者は、規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として教育委員会が定める業務

(開館時間又は休館日の変更)

**第7条** 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の承認等)

**第8条** 屋内総合プールの施設又は附属設備で別表第1、別表第2又は教育委員会規則で定めるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

(使用承認の取消し等)

**第9条** 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(3) (略)

(4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(利用料金)

**第10条** 使用者（第13条第1項の規定により使用料を知事に納めるものを除く。）は、施設等のうち別表第1、別表第2及び教育委員会規則で定めるものの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 (略)

3 利用料金は、別表第1、別表第2又は教育委員会規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないとする場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を定めることができる。

5 (略)

(利用料金の免除)

**第11条** 指定管理者は、教育委員会規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又

除することができる。

(利用料金の不還付)

**第12条** 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当すると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(使用料)

**第13条** 使用者は、施設等のうち別表第2に定めるものの使用（競技力向上又は大会の開催等を目的とするものとして知事が定める利用形態のものに限る。）に係る使用料（以下「使用料」という。）を知事に納めなければならない。

2 (略)

(指定管理者の指定)

**第18条** 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な屋内総合プールの管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の告示)

**第19条** 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**別表第1**（第8条、第10条関係）

(略)

備考

1・2 (略)

3 「障害者等」とは、15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる者に準じる者として知事が特に認めた者

は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第12条** 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当すると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(使用料)

**第13条** 使用者は、施設等のうち別表第2に定めるものの使用（競技力向上又は大会の開催等を目的とするものとして教育委員会が定める利用形態のものに限る。）に係る使用料（以下「使用料」という。）を知事に納めなければならない。

2 (略)

(指定管理者の指定)

**第18条** 第3条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な屋内総合プールの管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1)～(3) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の告示)

**第19条** 教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**別表第1**（第8条、第10条関係）

(略)

備考

1・2 (略)

3 「障害者等」とは、15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる者に準じる者として教育委員会が特に認めた者

(5) その他 <u>規則</u> で定める者 4 (略)	(5) その他 <u>教育委員会規則</u> で定める者 4 (略)
----------------------------------	---------------------------------------

(新潟県立武道館条例の一部改正)

6 新潟県立武道館条例（平成28年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第2条</b> 武道館の管理は、法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p><b>第4条</b> 第2条の規定による指定を受けようとするものは、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>知事</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な武道館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>知事</u>は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。</p> <p>(指定管理者の告示)</p> <p><b>第5条</b> <u>知事</u>は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第6条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p><b>附 則</b> この条例中第1条から第3条までの規定は<u>規則</u>で定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p><b>第2条</b> 武道館の管理は、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p><b>第4条</b> 第2条の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な武道館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。</p> <p>(指定管理者の告示)</p> <p><b>第5条</b> <u>教育委員会</u>は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第6条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p><b>附 則</b> この条例中第1条から第3条までの規定は<u>教育委員会規則</u>で定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。</p>